

農村における女性起業の経営的性格と課題

三原 育子

＜ キーワード ＞

農村、女性起業、農産加工、経営、地域社会

＜ 要 旨 ＞

近年、女性起業は増加傾向にある。とりわけ農村における女性起業の伸びは顕著であり、起業件数を調査した1997年から6年間で約2倍の件数を見せている。農村女性起業の特徴として①小規模なグループ経営②農作物加工活動や直売活動③零細経営④高齢化があげられる。これは、今まで積んできた生活改善運動のグループ活動や農協婦人部（現在は女性部）といったエンパワーメント活動の成果であり、延長に存在する。実際、多くの先行研究では、農村女性起業への評価は高い。例えば、女性たち自身の地位向上だけでなく地域農業の活性化や地域の活性化というように、その効果は波及していくといったものである。

しかし、農村女性起業が発展し、地域の企業として展開していくならば、既存の評価では、見えない部分が存在してくるであろう。それは、経営的性格であり、課題である。

そこで、典型的な起業活動を行う事例（野中玄米みそ生産組合）と先進的な事例（浅舞婦人漬物研究会）を比較し、それぞれが抱える経営的性格と課題を考察していく。

その結果、専業農家のリスク回避と事業の多角化の一環として展開されてきた野中玄米みそ生産組合は、家族経営色が強く、同業者との競合が課題となっている。また、浅舞婦人漬物研究会は、組織の硬直化や高齢化が課題となっているだけでなく、農協の広域合併化によって、従来の安定した経営は困難になっている。

このようなことを考えると、起業を志す・起業を行っている女性たちに対して、より具体的な環境整備を行うことが必要になるだろう。例えば「家庭・地域との密接な関係」・「女性の自立・決定能力」・「行政による支援（人材育成・融資システムの構築・マーケティング支援）」が連携することが望まれるのではないだろうか。

1. はじめに

1990年代後半、農山漁村の女性に関する中長期ビジョンによって、農村女性の活動がよりクローズアップされることになった。特に“女性起業”と呼ばれる活動は拡大傾向にあり、農村においてその存在意義を強めている。農村における女性起業の効果として、女性たちへのエンパワーメントや地域農業の活性化、地域活性化などがあげられている。これらの評価は農村女性問題、つまり“家”意識や世帯主義といった農村型セクシズムからの克服をベースに展開されてきた傾

向がある。しかし、農村女性起業がアグリビジネスとして発展していくためには、その活動が含む経営的性格を把握していかなければならない。そこで本論文では、山形県新庄市の野中玄米みそ生産組合と秋田県平鹿町の浅舞婦人漬物研究会を事例とし、農村女性起業の経営的性格と課題を論じていきたい。

2. 農村女性起業の特徴

① 農村女性の概要

（表1）をみると、農家自体の人口は1960年以降衰

表1 農村女性の現状

単位(千人%)	1960年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
農家人口	34,411	26,595	23,197	21,366	19,839	17,296	12,037	11,549	11,308	11,011	10,467	10,169	9,898	9,647
うち女性	23,675	13,739	11,955	10,966	10,177	8,875	6,158	5,923	5,791	5,636	5,338	5,194	5,056	4,926
女性の割合	68.8	51.7	51.6	51.3	51.3	51.3	51.2	51.3	51.2	51.2	51.0	51.1	51.1	51.1
農業就業人口	14,542	10,352	7,907	6,973	6,363	5,653	4,140	3,931	3,892	3,845	3,891	3,820	3,751	3,684
うち女性	8,546	6,337	4,932	4,300	3,885	3,403	2,372	2,227	2,204	2,176	2,171	2,126	2,083	2,039
女性の割合	58.8	61.2	62.4	61.7	61.1	60.2	57.3	56.7	56.6	56.6	55.8	55.7	55.5	55.4

出所：農林水産省「農林業センサス」「農業就業動態調査」

注：農業就業人口とは、16歳以上の世帯員(1994年以降は15歳以上の世帯員)で、自営農業だけに従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主であるものの合計をいう。

退している。また、農業就業人口をみると、1960年から約40年経過した2003年では約4分の1にまで減少している。しかし、女性が農業就業人口に占める割合は1995年以降減少傾向にあるものの、約60%を占めている。これは日本の農業が女性労働に大きく支えられてきたことを意味する。しかし、農業としての主体は夫である。そのため女性は夫の補助的な役割として農業生産に従事し、小遣いとして報酬は得られていても確定的な現金収入(農業報酬)を得ることは少ない。

② 農村女性起業の特徴

農村女性起業の統計¹⁾は1993年・1994年に(財)地域社会計画センターがはじめて試み、そして1997年から農林水産省による統計が開始された。経営形態の推移(表2)をみると、1997年には、個人経営が678件であり、グループ経営が3,362件であったが、2003年では個人経営が2,551件と約3.8倍の伸びを見せ、またグループ経営は5,635件と約1.7倍の伸びを見せている。全体をみても、この6年間で約2倍の伸びを見せていることがわかる。女性起業は、その活動内容によって6類型に分類されている。それは農業生産に直結した経営を行う「農業生産」と、農・林・畜・水産物を利用した食品加工と特産物の開発をしている「食品加工」、食品以外の農・林・畜・水産物加工と特産物の開発の「食品以外の加工」、農・林・畜・水産物の「販売・流通」、農業・農村環境を生かした「都市との交流」、農村における生活関連の「サービス業」の6類型である。このような事業内容(表3※複数回答)をみると、「販売・流通」(約4.7倍)・「都市との交流」(約4.4倍)・「サービス事業」(約4.75倍)といった3分野の伸び率が高い。これは、生活改善グループや婦人部活動などを通して学習した食品加工を

利用し、それを販売していくといった形で展開されてきたため、初期投資が比較的少ないことが要因と思われる。実際、女性起業に占める食品加工事業の割合は7割であり、販売・流通事業は8割である。このように枝葉を広げるような形で展開していく一方で、農業生産に携わる女性起業は少ない。つまり生産・加工・販売といった垂直的経営がまだなされていないということがわかる。また、経営規模(表4)を比較してみても、調査開始時期から約2倍の数で件数はそれぞれ増加しているものの、全体の約6割が300万円未満の経営であり、1,000万円以上の経営規模をもつ女性起業が約1割である。しかし、この割合は調査が開始された6年前と大きな差は見られない。また、活動従事者の平均年齢(図1)は60歳以上が多く、50代・60代が全体の約9割を占める。活動人数(図2)も10人未満が多く、極めて小規模な活動を行っていることがわかる。

このことから、多くの女性起業が零細であり、起業活動を経済活動よりも、活動それ自体に意味を求める自己実現として位置付けている段階であるというように思われる。

③ 先行研究

近年、女性による地域活性化が農林水産省の政策目標²⁾となっていることもあって、活性化の方策として女性起業を捉える先行研究が多い。例えば「女たちの持つ高い家事能力、子育てや介護で培われてきた他者との共感能力などが大変役に立ち、それが周囲から求められ評価されると同時に、女性たち自身の自信に結び付くことになっている。こうして、家の収入にとっても、ムラの活性化にとっても共に、農家女性の潜在的な能力は計り知れない魅力となっている」[鶴 2003]としている。また、「家業としての農業や『いえ』の



表2 農村女性起業の経営形態

	個人経営		グループ経営		合計
	件	%	件	%	
1997年	678	16.78	3,362	83.22	4,040
1998年	1,379	22.83	4,660	77.17	6,039
1999年	1,495	24.04	4,723	75.96	6,218
2000年	1,683	24.66	5,141	75.34	6,824
2001年	2,075	28.32	5,252	71.68	7,327
2002年	2,287	29.57	5,448	70.43	7,735
2003年	2,551	31.16	5,635	68.84	8,186

出所：農林水産省経営局（以後、表3・表4・図1・図2も同様）

表3 農村女性起業の類型別件数 ※複数回答あり

	農業生産		食品加工		食品以外の加工		販売・流通		都市との交流		サービス事業	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1997年	541	13.39	2,407	59.58	204	5.05	1,398	34.6	168	4.16	12	0.3
1999年	601	9.67	3,738	60.12	250	4.02	2,394	38.5	428	6.88	39	0.63
2000年	514	7.53	4,266	62.51	279	4.09	2,811	41.19	479	7.02	48	0.7
2001年	460	6.28	4,495	61.35	260	3.55	2,832	38.65	382	5.21	34	0.46
2002年	835	10.8	5,414	69.99	317	4.07	3,186	41.19	611	7.90	48	0.62
2003年	1,030	12.58	5,912	72.22	344	4.20	6,570	80.26	797	9.74	57	0.7

表4 農村女性起業の経営規模別件数

	300万円未満		300～500万円		500～1,000万円		1,000万円以上	
	件	%	件	%	件	%	件	%
1997年	2,570	64.74	547	13.78	441	11.11	412	10.38
1999年	3,197	64.37	750	12.33	626	10.29	613	10.07
2000年	4,036	60.04	770	11.45	655	9.74	655	9.74
2001年	4,389	60.8	853	11.82	757	10.49	717	9.93
2002年	4,748	63.41	925	12.35	880	11.75	935	12.49
2003年	5,024	62.84	968	12.11	942	11.78	1,061	13.27

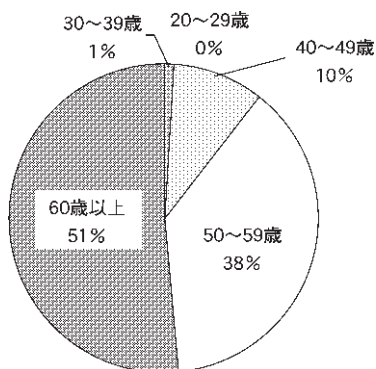


図1 農村女性起業従事者の平均年齢

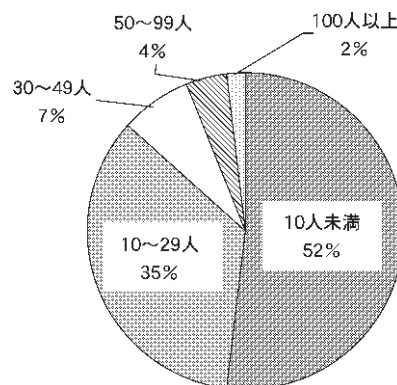


図2 農村女性起業の構成人数

存続を重視する価値観の中では、家族単位で労働が行われ、家族単位の収入となる。そのために女性個々人の労働に対する評価は行われず、いわば個々人の人生や生活の充実が軽んじられがちな社会であったといえる。そうした農村の価値観を背景として、個々人の労働評価を求める気持ちが農村の女性起業を始める動機付けになっている」[西山 2001]としている。

このように農村女性起業に関する先行研究には、農村に特有の社会構造と女性の置かれてきた立場が色濃く反映されていることがわかる。実際、「女性起業によって、農山漁村の女性たちが自分自身の収入・所得を確保したことは、女性の経済的地位向上の第一歩として最も評価されるべき点であろう」[宮城 2001]と評価しており、さらに「経営規模ではなく、活動を行う『志し志向』を評価すべき」[宮城 2001]と論じている。このように農村女性による起業活動は、農村女性の社会的背景を考慮したジェンダー問題と強く関連している。

④ 農村女性起業の概念

近年増加傾向にある女性起業であるが、その概念は定まっていないのが現状である。「女性起業」を、「女性が自ら事業を起こすこと。1980年代に主婦たちが生活者の視点を生かした育児介護サービスや自然食ビジネスを始める動きがあったが、90年代に入り、企業で働く女性たちが独立する動きが出てきた。この理由として、女性たちが労働市場における弱者のサブイバル方策として起業を志すという側面と、産業構造の変化により女性が担う事業分野が増えてきたことが大きい。従来の（中略）男性中心企業社会とは異なる女性たちの発想が、経済や産業を活性化するものとして期待され始めている」[岩波女性学事典 2003 217-218]とするものもある。

しかし、この概念は農村地域における女性起業の概念とは異なる点を見せる。例えば、「シャドウワークとされてきた分野に経済的な評価を与えようとするもので、企業倫理に支配されてきた生活を地域の手に取り戻そうとする動き」[地域社会計画センター 1993]とした上で、「女性が主体的に行う経済活動であり、①女性が活動の中心にあって、運営の方針決定を行い、責任を担っていること②販売金額などの経済規模は問わないが、なんらかの形で女性自身の収入を生み出していること」[地域社会計画センター 1993]とした。

あるいは、「地域生活に密着したものであり、農家生活の中で蓄積されてきた生活技術に経済的評価を与える行為」[岩崎 1993]としている。また、「女性たち自身の発意に基づく経済活動であり、地域内発型の起業の萌芽として位置付けられるだけでなく、女性たちのエンパワーメントの場である」[宮城 2001 155]としている。しかし、地域社会計画センターの概念が女性の経済活動としていたのに対して、岩崎や宮城の概念は女性たちが行ってきた活動（生活改善グループ・農協女性部・地域婦人会といった）の延長線上に女性起業が成立したことを意味し、もたらず効果が単に経済活動のみではなく、多岐にわたる。そして、そのもたらず効果が外（地域）と内（起業活動者自身）にあるとしている。この点が都市の女性起業と異なる点である。エンパワーメントという言葉が用いられたが、これは自ら意思決定し、行動できる能力を身につけていくことであり、ジェンダー問題のキー概念となるものである。当初、都市の女性起業と同様に扱っていた概念が、このようなジェンダー問題が加わることで、単なる女性たちが行う経済活動と概念できなくなっていった。実際、農林水産省では、「農村在住の女性を中心となって行う、農林漁業関連の起業活動であること。使用素材は主に地域産物であること。女性が主たる経営を担っているもの。女性の収入につながる経済活動であるもの」[農林水産省経営局 2003年]とし、それ以前に定義していた「女性の感性や主体性を生かした経済活動」[農林水産省経営局 2000年]からより深く踏み込んだ男女共同参画を促す方策として起業活動を位置付けていくことになった。

これらのことを踏まえて、本稿では、男性が加わる活動であっても女性が活動の中心となって事業方針を決定し、現金収入を得ている事業を「女性起業」とし、論じていきたい。

3. 事例の実態分析

農村女性起業の実態分析を行うにあたり、共通点（起業活動が盛んな地域）³⁾である東北地方・当初の成立目的・農産加工から販売を含めた経営・農業条件・従事者の年齢など）を持ちながら比較検討（経営規模・地域農業との関わりなど）できうる地域を選定した。その結果、平均的な零細経営であり、家族経営的要素の強い女性起業として、山形県新庄市にある野中玄米みそ生産組合を選定した。そしてそれとは対照的

に大規模経営であり女性たちが独立した形で展開する先進的事例と評価される秋田県平鹿郡平鹿町にある浅舞婦人漬物研究会を選定し、現地でのヒアリング調査を行った。

①ケース1：野中玄米みそ生産組合（山形県新庄市）

i) 地域概況

〈地理的特徴〉（図3参照）

奥羽・鳥海・出羽といった各山系の険しい山々に囲まれた最上および小国の両盆地からなる。南西部には最上川が流れ、扇状地でもある。また、内陸型の気候のため、豪雪地帯でもある。面積は223.08 km²で、山林が面積の50%を占めている。

〈社会的特徴〉

国道13号と47号、JR奥羽本線と陸羽東・西線が交差しており、秋田・山形・仙台・酒田市に通じる。また、1999年に山形新幹線が延伸したため、東京か

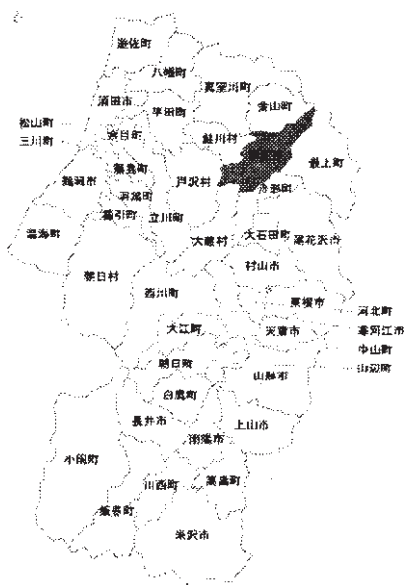


図3 山形県新庄市

出所：農林水産省HP (<http://www.toukei.maff.go.jp/shityoson/map2/06/205/index.html>)

ら3時間半の所要時間となった。このようにインフラ整備が充実しつつあるものの、市内で就業・通学する割合が9割と高い。市の人口は約41,000人であり、1965年からあまり大きな変動が見られない。労働力人口は約22,000人であり、第3次産業とりわけサービス業が増加している。

〈農業的特徴〉

水田率が91.2%の水田型地域であり、経営規模は3ha以上の大規模農家が3分の1を占める。他の地域同様、専業農家は減少しており、第2種兼業農家が増加している。農業粗生産額の7割が米である。調査地となった野中玄米みそ生産組合がある野中集落は、集落55戸全てが農家の純農村地域であり、平均耕作面積は2.6haである。水稻を基幹とし、副次部門として酪農・和牛肥育・養鶏などの複合経営を行っている。農家構成は、約11%が専業農家であり、第1種兼業農家が24%、第2種兼業農家が65%であるが、これは市平均よりも専業農家の割合が高い（市平均は、専業農家が5.9%、第1種兼業農家が30.6%、第2種兼業農家が63.5%）。また、1980年から集落の大半が組合員となり（30戸）、大豆生産組合を組織している。このことによって、機械の共同利用など早くから転作の取り組みが始まる。

ii) 活動内容

〈組織構成と活動の経緯〉

野中玄米みそ生産組合（以後、みそ生産組合）は、1988年4月に正式に発足した。同じ集落の大豆生産組合に属する3戸の農家、計9名（女性6名、男性3名）からなる。転作大豆の消費拡大を図り、以前から加工技術の講習は行われていたが、大豆生産組合から3戸が立ち上げる形となった。（図4参照）

〈施設の概要〉

1988年に先進型農業確立推進事業（山形県175万円、新庄市75万円、みそ生産組合250万円）を導入

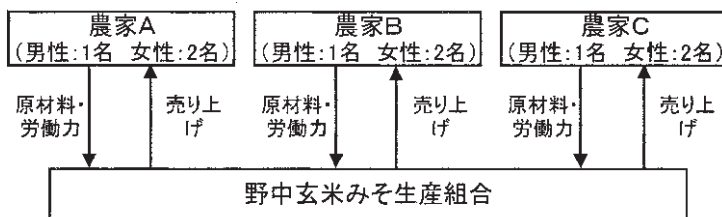


図4 野中玄米みそ生産組合構成図

し、加工施設を建設した。その際、代表者（女性）が農協から融資を受けた。また、94年には「大豆畑トラスト」全国交流集会在新庄市で開催されたことを契機に、「味噌仕込みツアー」を行うための交流受け入れの施設の増築を行った。施設は約50m²である。

〈運営の特色〉

みそ生産組合の活動は、加工と販売である。加工は、味噌・味噌加工食品・梅漬からなり、加工の際に使う塩と梅以外はすべてメンバーが直接栽培している農産物を利用している。販路は、電話注文と新庄市で行っているふるさと便や土産店である。このような販路により年間販売額は約360万円であるが、みそ生産組合はそれ以外に委託加工も行っている。持ち込み（大豆・米）の度合いによって手数料は異なるが、年間6トン以上の委託を受けている。

現在は、活動から得た利益は3戸の農家9名のうち女性6名で分配されているが、金額としては決して大きな額ではない。そもそも、構成している3戸の農家すべてが専業農家であり、各農家が大豆・米などの原材料や労働力をみそ生産組合に提供しているため、自身の農業と生産組合を切り離して考えてはおらず、むしろ農業所得に付随するプラスαのような存在として位置づけている。また、各農家の経営主体が夫といった男性であるため、女性たちは補助的作業をおこなっており、空いた時間をみそ生産組合での活動にあてている。そのため、みそ生産組合を自分たちにとっての憩いの場として考えている。その結果、女性たちに分配される収入も自由に使えるが、ほぼ生活費として使うことが多く、家計に組み込まれている。このようなことを考えてみても、みそ生産組合は、グループ経営でありながら、極めて家族経営的性格が強いといえる。

② ケース2：浅舞婦人漬物研究会
(秋田県平鹿郡平鹿町)

i) 地域概況 (図5参照)

〈地理的特徴〉

秋田県南部の平鹿郡の中央に位置し、また横手盆地の中央に位置する。内陸型の気候で、豪雪地帯である。面積は63.32km²で、農地が面積の67%を占めている。

〈社会的特徴〉

町の人口は、約15,000人であり、減少傾向にある。

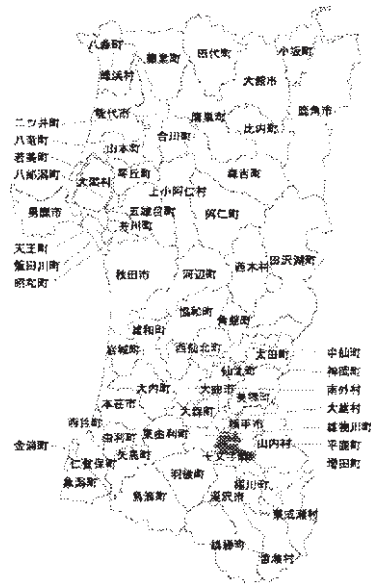


図5 秋田県平鹿町

出所：農林水産省HP (<http://www.toukei.maff.go.jp/shityoson/map2/05/442/index.html>)

高齢人口が全体の28.7%と、県平均(25.1%)と比べて高齢化が進んでいる。また、隣接する横手市で就業・通学する割合が高い。労働力人口は約8,100人であり、第1次産業従事者が28.5%、第2次産業従事者が29.3%、第3次産業従事者が42%となっている。地元農産物を利用した酒造業や食品加工も主要な産業となっており、農業が基幹産業となっている。

〈農業的特徴〉

水田率が88.4%の水田型地域であり、経営規模は2ha前後が中心となっている。農家構成は、第2種兼業農家が多い(専業農家9.7%、第1種兼業農家24.2%、第2種兼業農家66.1%)。農業粗生産額の51%が米であり、次いで果実(18%)、野菜(12%)となっている。

ii) 活動内容

〈組織構成と活動の経緯〉

浅舞婦人漬物研究会(以後、研究会)は、1971年に農協婦人部(625名)と地域婦人会(808名)の中から251名の賛同者(出資者)によって発足した。米の生産調整を契機に、①余剰野菜の有効活用②農家所得の向上③女性の働く場の創出④町の特産品づくりを目的に出資方式による非農家も含めた女性だけの組織を発足させた。現在は、研究会(出資者160名、運営者7名)が職員30名を雇用している(図6参照)。以

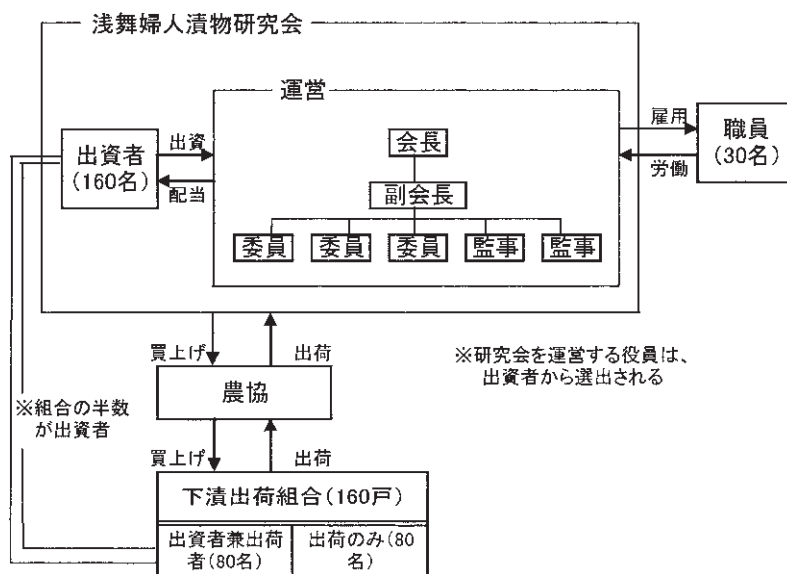


図6 浅舞婦人漬物研究会構成図

後、研究会を構成する出資者、研究会に下漬野菜を提供する下漬出荷組合、研究会の活動（漬物製造）に従事する職員について個別に述べ、その後、発展した理由とその過程について述べていきたい。

● 出資者

浅舞地区の出資者（女性）の5割が下漬出荷組合に加入している。研究会設立当初は251人の出資者がいたが、現在では160人と減少している。現在、40代・50代が全体の2割を占め、70代・80代が8割を占めている。平均出資数は50口であり、研究会から年15万円程度の配当を受けている。出資者が減少しているものの、出資者を新たに募ってはいない。というのも、設立時に規約を作り、募集ができないためである。そのため、出資者として配当を受ける権利を世襲化している。世襲できない出資者は、研究会へ配当を受ける権利を返還しており、結果的に研究会の純利益が高まっていくことになった。また、研究会運営に携わる役員は、出資者から選出される。その際には、下漬作業に関わっていない5割から選出することになっている。

● 下漬出荷組合

下漬出荷組合（以後、下漬組合）は農協の下部組織である。1980年に青果物塩蔵施設を事業費2,820万円（うち半分が国庫補助）で設立し、それに伴い下漬組合は設立した。下漬組合は、研究会の原材料の生産・下漬を行っている。塩蔵施設を保有する農協に下漬野菜を買い取ってもらい、それを農協が研究会へ売るといふかたちになっている。組合員は、平鹿町の平

均耕地面積100から300a程度の農家（地区は関係なく）で構成された。設立当初は294戸であったが、現在160戸と減少している。現段階の組合員は40代が10名、50代が12名、60代が104名、70代が32名となっており、高齢化・後継者問題が起きている。研究会は、下漬組合に対し、年2回の講習会（漬け込み技術・栽培技術）を実施し、一部の品目では苗の提供を行っている。下漬の際の塩は各自で購入し、塩蔵施設内で研究会が統一する。以前は、研究会と契約関係もなく、組合員が各自自由に塩蔵施設へ出荷していたが、農協の負担増と研究会から求められる需給バランスの変化もあり、契約栽培と生産調整を実施することになった。年1回の総会で出荷量・品目を決定し、価格もこの際に決定される。下漬組合のメリットは、減反野菜の活用、従来の「水田+野菜」の複合経営を更に「水田+研究会用野菜+出荷用野菜」とすることで、リスクの分散をはかることができたことである。だが、デメリットとして塩蔵施設の管理主体が農協であるため、農協の負担が重い。そのため、下漬野菜の販売先を増やすために他の漬物会社への販売も検討されている。

● 職員

職員は30名からなる。40代・50代が半数を占めており、男性も機械の点検や重労働で関与している。正社員として雇用され、60歳定年制など労務管理はなされている。隣接する横手市の職業安定所へ募集告知を行い雇用を行っているが、ほぼ全員が町内在住者で

ある。職員は研究会から雇用されているだけであって、出資者として研究会に関わるといったことはないが、商品開発を頻繁に行い、積極性を高めている。秋田県で毎年開催される種苗交換会に農産加工品（漬物）部門で応募し、受賞した漬物は、研究会の販売品として展開されている。

〈発展の理由とそのプロセス〉

研究会は上述したように251名の賛同者（出資者）によって成立したが、活動するに当たって町・農協からの計50万円の助成金以外に出資者を募り、それを出資金にして活動を始めた。1口3,000円とし、浅舞地区の251名から571万円の出資金を集めた。その際、配当制を実施し、現在もそれは続いている。毎年、施設増築や機械の購入などについては年次計画をもとに運営を行った。設立当初、平鹿地域の伝統的な漬物を製造していたこともあって販売先は平鹿地域に限定していたが、売り上げは低かった。そこで、出稼ぎする者へ慰問品として配布し、商品を地域外へ発信することによって販路を拡大していった。その結果、設立時（1971年）には220万円だった年間販売額も、1980年には9,800万円になった。このように需要増にともない、1981年には加工施設を新設した。このことによって、加工能力が大幅に上昇し、製品の生産は従来の65tから150tへと可能になった。また、1980年に「秋田の田舎漬」として商標登録し、贈答品用にデザインを新たに設けたこともあり、土産物としての需要も高まった。このころからマスコミに取り上げられるようになり、また県の名産品として扱われるようになった。その結果、さらなる需要に伴い、1992年に工場（670m²）を建設した。これは農村定住化促進対策事業として総額1億4,000万円のうち5,250万円を研究会が負担する形で建設された。このような流れを経て、現在「秋田の田舎漬」シリーズとして約20種類展開しており、年間販売額は2億6,000万円となった。販路が拡大した以後も、個人との直接販売に重点を置き、口コミでの需要拡大をはかってきたことが、安定的需要を構築したと思われる。

また、設立時から出資者への配当を行っており、現在1人あたり15万円前後の配当を行っていることや、下漬組合があることで原料の確保が容易だったことが発展していった要因といえる。さらに研究会は、雇用する職員を正社員とするなど就労の場を提供するだけでなく、体験学習の場として提供し、地域社会へ大き

な影響を与えている。また、地域農業への貢献度も高い。しかし、その一方で、出資者・下漬組合の高齢化に伴う後継者育成も大きな問題となっている。

4. まとめと考察

① 事例の抱える課題

2つの事例の共通点は、活動者年齢・減反政策を契機に活動した点にある。また、培ってきた生活技術や食文化を利用した加工活動から開始した点も共通点と言えるかもしれない。しかし、抱える問題は異なっている。例えば、みそ生産組合は後継者が育ちつつあるものの同業者との競合がある。そのため、開始されたばかりの都市との交流といった事業も加えながら活動を展開し、独自色を打ち出すことが迫られている。専業農家のリスク回避と事業の多角化の一環として、みそ生産組合は展開されてきたが、活動から得られる収入は、農業収入に加えられ、また家計に取り込まれるため、家族経営色の強い活動となっている。一方、研究会は、組織が大きくなることによって、すべて皆で行うといったベンチャー的要素が薄くなっていった。また、それぞれの役割を明確にする経営の組織化を図ってきたが、課題も山積している。例えば、出資者の追加募集を行うことを避けたため、現在、高齢化が進み、配当を放棄するものが増えている。確かに配当が減れば研究会の負担は軽減されるが、研究会の運営を担う後継者問題に直面する。また、雇用した職員は、60歳まで雇用され、労務管理の面では保証されているものの、運営には参画できず、研究会の理念と経営が乖離してしまう可能性もある。さらに、倉庫や塩蔵施設の管理運営費などは農協が負担しているため、農協の広域合併化が進めば、売却の対象となる可能性も高いため、研究会あるいは下漬出荷組合が買い取らなければ、今のような安定した経営は困難になる。

② 農村女性起業の発展条件

これまで上述してきたように、農村におけるグループ経営の女性起業は、従来型の比較的組織化され半ば制度化された団体によって行われるだけでなく、よりゆるやかな組織を特徴とする横並びで対等な関係による団体によっても活動されている。実際、ヒアリング調査を行った事例をみても、研究会は組織化された団体であり、みそ生産組合は横並びの団体ということができる。研究会のように会長を頂点とするピラミッド

型の組織運営をとる団体では、組織の自己目的化や硬直化が見られる場合もある。また、団体に属する会員数の減少や会員の高齢化などにより今後の活性化が課題となる。一方で、横並びの団体では、ネットワーク型の活動が展開できる反面、下請けや補完の役割を担ってしまい、結果としてむしろ性別役割分業を強化することにつながる可能性も否定できない。

このような課題を抱える農村女性起業であるが、これらの課題はビジネスとしての課題ではない。活動体としての課題であり、活動していく際に予想される課題である。つまり、研究会のように、ビジネスとして展開し、売上げを上げる一方で、出資者を増加しないというような抑制が経営としての障壁となる点である。あるいはみそ生産組合のようにビジネス色の薄いグループ活動が、事業内容を固定化してしまうということもある。男女共同参画社会は、ジェンダーの克服を目指す社会である。特に農村においては克服すべき課題は多い。農村女性起業がアグリビジネスとして地域を活性化させるならば、「女性による女性のため」といったスタンスから活性化が生まれるのだろうか。そのためには、農村女性起業がビジネスとしての意識づけ、つまり経営マネジメントに対する自己決定能力が必要となる。

③ 農村女性起業発展のために望まれる支援策

現在、農村女性起業に対して行政が行っている啓発・促進活動として、農業改良資金による融資枠だけでなく、起業セミナーがある。起業セミナーは、各地の普及センターによるものや(社)家の光協会といった団体が行っており、その数も多い。ここでは、(社)家の光協会主催のセミナーを取り上げ、(財)女性と仕事の未来館主催の都市の女性起業セミナーと比較したいと思う。(社)家の光協会主催の農村の女性起業セミナーは、現在3つ(基礎編・実践編・強化編)に分かれている(図7)。都市の女性起業セミナー(図8)と比較すると、都市の女性起業セミナーは、初期段階からビジネスに対する意識を持たせる点が特徴的である。事業の目的と計画を漠然と起業をしたいという女性に与えることで、より主体的になると言えるだろう。一方、農村の女性起業セミナーでは、そのような経営意識を与えるセミナーは、強化編からになる。この講義を受講できるのは、先進的な起業活動を行う女性のみであり、ビジネスとしてではない自己実現の

基礎編	
対象者	地方振興・地産地消に対する問題意識がある人
内容	・各テーマに沿って数班に分かれ話し合う ・各班の発表とコーディネーターによるコメント ・講演(事例報告)

実践編	
対象者	起業が具体的な段階に入った女性、起業をフォローする人
内容	・講演(事例報告・女性の地位向上) ・「起業」の基礎知識(資金繰り・法手続き・税務・経営形態・支援)

強化編	
対象者	起業した女性で、実践編でゲストとして講義できるレベルの起業家
内容	・事業の棚卸し ・収益について ・マーケティングについて ・戦略的な経営について

図7 農村の女性起業セミナー概要

注：(社)家の光協会主催のセミナー概要をまとめたもの

初級編	
対象	起業を目指す具体的な計画を立てていない女性
内容	・事業構想 ・事業計画・資金計画 ・事業コンセプトづくり①(商品・立地・ターゲットの設定) ・事業コンセプトづくり②(マネープラン・マーケティング戦略)

中・上級編	
対象	起業を始めた、もしくは計画を立てて目指している女性
内容	・事業計画 ・営業 ・開業までの準備 ・財務基礎知識 ・マーケティング ・会社設立の手続き ・人の採用

図8 都市の女性起業セミナー概要

注：(財)女性と仕事の未来館主催のセミナー概要をまとめたもの

場づくりとする現在の農村女性の現状をそのまま表しているものと思われる。経営に対して強い意識を持った起業家育成よりも、起業活動の数を増やし、女性の社会参画を増やすといった、すそ野を広げることを行っていることがわかる。

農村における女性起業は増加しているが、単に女性起業家が増えることが望ましいと論ずるのは正しくはないだろう。というのも、起業は必ずしも社会の明るい側面だけを映し出しているのではないためである。実際、農村では農業就業人口に占める女性の割合が高いということだけでなく、昼間人口の多くが女性や高齢者である。そのため、農村の活性化は女性や高齢者が主体とならざるを得ないという背景がある。だが、起業できる潜在能力を持ち、意欲もある女性が自らの意思で起業しようと考えたとき、それを支える環境整備(例えば、家庭や地域と密接な関係・女性の自立や

自己決定能力の育成・人材育成や融資システムの構築、マーケティング支援といった起業活動が行いやすい条件整備)をすることは意味があることだろう。そして、そのことによって、地域内発型のアグリビジネスとなりうるような女性起業を育成することが必要であると思われる。

〈注〉

- 1) 本論文では、農林水産省統計をもとに論じていく。
- 2) 現段階での農村女性関連政策は、戦後の生活改善普及事業からはじまった。その目的は生活技術の普及によって生活経営の合理化を図り、それらを通じて農家婦人の地位向上・農村の民主化に寄与することにあった。そのため、生活改善実行グループを結成し、その中で家族関係の民主化や地位向上を目指した。現在、農村女性起業の多くがこの生活改善実行グループを母体としている。しかし、生活改善普及事業を中心とする政策も1975年(国際婦人世界会議)から新たな展開を見せる。「国内行動計画」(1977年)では、「農山漁村婦人の生産活動への参加の著しい進展に即応して、生産と生活の向上およびその調和を図ること」、具体的には「婦人の身体的条件に配慮しつつその能力を活かす」普及・教育・訓練、地域社会活動への婦人の参加を促すためのコミュニティ施設の整備、健康生活指導、家事労働の合理化、農作業労働条件などの改善、さらにそれらの「円滑な実施」のために「生活改善普及職員を設置すること」とされている。農林省では生活改善課が政策の実施を行うことになり、「国内行動計画」に基づく「農村婦人の家」が各地に建設された。

差別撤廃条約批准(1985年批准、(翌年男女雇用機会均等法)施行)の2年後である1987年には、総理府による「新国内行動計画」が発表され、そこでは「固定的な性別役割分担意識」が見直される。農林分野においても、この分担意識に基づく慣行や習慣の解消のための啓発活動(「農山漁村の日」など)、婦人の経営能力の向上、地域活動への参加促進、地域の農林水産業に関する方針決定の場への参加を進めていくことになった。このように農林水産省は他省庁と歩調を合わせながら女性の地位向上のための政策を前面に押し出すことになった。

1992年、農林水産省は「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」を示す。そこには、農林水産業に携わる女性に「職業人」としての雇用労働者なみの、あるいは男性なみの評価や権利を与えようという側面と、「自然との共生」や「人間的な温かみ」や「ゆとり」のある生活(「農山漁村型ライフスタイル」)を「生活の視点」をより強く持っている女性を通して実現しようという側面が見られる。5つの課題(①あらゆる場における意識と行動の変革②経済的地位の向上と就業条件・就業環境の整備③女性が住みやすく活動しやすい④能力の向上と多様な能力開発システムの整備⑤ビジョンを受けとめ実行できる体制の整備)を提示した中長期ビジョンの背景には、世界的な女性の地位向上を目指した社会的な動きがあり、日本においても男女共同参画社会の気運が高まっていく

ことになった。

99年の「食料・農業・農村基本法」は、女性について国がすべきこととして「男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする」(第26条)と定めている。これに付随して2000年に出された「食料・農村・農業基本計画」では、「経営の法人化、役割分担の明確化等を通じて女性の農業経営における役割を適正に評価する」としたうえで、「農村女性の社会参画の目標の策定及びその達成に向けた普及啓発、農業技術及び経営方法の習得のための研修の実施、農業に関連する企業活動に必要な情報等を推進する」としている。つまり、具体的に言えば、家族経営協定締結や起業に対する支援、農業委員や農協理事などの役職への女性の登用である。

かつての農業基本法が課題の一つとしていた「婦人労働の合理化」や中長期ビジョンに見られた「農山漁村型ライフスタイル」は少なくとも表立ってはいないように思われる。

- 3) 2003年の農林水産省の統計によると、女性起業の多い地方は、九州(1960件)、東北(1667件)、中部(1180件)、関東(1066件)、近畿(695件)、中国(681件)、四国(549件)、北海道(291件)となっている。また、都道府県別にみると、秋田県(376件)、熊本県(374件)、大分県(358件)、新潟県(333件)、長崎県(297件)の順であり、本論文事例対象とした山形県は248件で10番目に多い。

〈引用文献〉

- 岩崎由美子 1993「農村における女性起業の意義と方向性——農村女性起業実態調査を通じて——」『村落社会研究』31『家族農業経営における女性の自立』pp.182-184
- 『岩波女性学事典』2003 岩波書店 pp.217-218
- (財)地域社会計画センター 1993『農村婦人の起業が地域社会及び経済の活性化に果たす役割と今後の発展方向に関する調査報告書』
- 靄理恵子 2003「農家女性のエンパワーメントを促進する背景とその要因」『村落社会研究』pp.49-60
- 西山末真 2001「農村女性による起業活動の展開と個別経営発展に関する一考察——うつのみやアグリランドシティショップを事例として——」『千葉大学園芸学部学術報告』pp.59-67
- 農林水産省経営局 2000、2003年
- 宮城道子 2001「成長する農村女性起業——その「志」と「ビジネス」——」『協同組合経営研究月報』pp.2-11
- 宮城道子 2001「キーワード紹介『女性起業』」『農村計画学会誌』pp.155

**<参考文献>**

- 坂野百合勝編著 1996『JA女性部活動のすすめ』日本経済評論社
- 市田(岩田)知子 2003「日本の生活改善普及事業にみられる農村女性の組織化——生活改善から農村女性政策へ」『農業史研究』37 pp.1-12
- (財)地域社会計画センター 1993『農村婦人の起業が地域社会及び経済の活性化に果たす役割と今後の発展方向に関する調査報告書』
- (財)地域社会計画センター 1994『農村の女性起業における主体性と能力発揮に関する調査研究報告書』
- 於勢泰子 2003「開発「農村女性の起業活動における行政の役割」『開発金融研究所報』16 pp.67-91
- 中道仁美 2001「農村女性問題と地域活性化——ジェンダー社会の認知と課題」『農林業問題研究』36(4) pp.192-196
- 丸岡秀子 1937『日本農村婦人問題』ドメス出版
- 矢口光子 1993「農村女性の変化の三段階」『月刊婦人展望』pp.8
- 渡辺麻由子 2001「農家女性研究の展開と問題点」『オホーツク産業経営論集』11(1) pp.38-56

(みはら・いくこ 東京農工大学大学院連合農学研究科博士課程)